

令和 8 年 亀岡市議会定例会 6 月議会

条例一部改正資料

(新 旧 対 照 表)

亀岡市いじめ調査委員会条例（平成26年亀岡市条例第19号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議する</p> <p>_____。</p> <p>(秘密を守る義務)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(意見の聴取)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 (略)</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について同法第30条第2項に定める調査（以下「再調査」という。）及び審議を行う。</p> <p>(報酬)</p> <p>第7条 委員（臨時委員を含む。）の報酬の額は、次の各号に掲げる場合に <u>応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>再調査に関する聴き取り、調査活動、報告書の作成等、高度な専門性を要する実務作業に従事した場合 1日につき 28,000円</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる以外の場合 1日につき 9,900円</u></p> <p>(秘密を守る義務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(意見の聴取)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 (略)</p>

もって補償基礎額とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

4 (略)

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階 級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団 長 及 び 副 団 長	円 12,900	円 13,700	円 14,500
分 団 長 及 び 副 分 団 長	円 11,300	円 12,100	円 12,900
部 長、班 長 及 び 団 員	円 9,700	円 10,500	円 11,300

もって補償基礎額とする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

4 (略)

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階 級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団 長 及 び 副 団 長	円 13,340	円 14,170	円 15,000
分 団 長 及 び 副 分 団 長	円 11,670	円 12,500	円 13,340
部 長、班 長 及 び 団 員	円 10,000	円 10,840	円 11,670

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の亀岡市消防団員等公務災害補償条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた亀岡市消防団員等公務災害補償条例第4条に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について

適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

- 3 令和8年4月1日から施行日の前日までの間において、改正前の亀岡市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（令和8年4月1日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（令和8年4月1日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

亀岡市循環型社会推進条例（平成13年亀岡市条例第13号）新旧対照表

現 行		改 正 後 (案)																																																																									
<p>(家庭系一般廃棄物の排出方法)</p> <p>第15条の2 占有者等は、市長が収集、運搬、処理及び処分する家庭から排出される一般廃棄物（資源ごみ、粗大ごみ（市が収集、運搬、処理及び処分するものであり、かつ、規則で定めるものに限る。）、し尿及び動物死体を除く。以下「家庭系一般廃棄物」という。）を、市長が指定するごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）に収納して排出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表(第22条、第22条の2関係)</p>		<p>(家庭系一般廃棄物の排出方法)</p> <p>第15条の2 占有者等は、市長が収集、運搬、処理及び処分する家庭から排出される一般廃棄物（資源ごみ、粗大ごみ_____、し尿及び動物死体を除く。以下「家庭系一般廃棄物」という。）を、市長が指定するごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）に収納して排出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表(第22条、第22条の2関係)</p>																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>取扱区分</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">上記以外の廃棄物</td> <td rowspan="2">家庭系一般廃棄物</td> <td>市の指定する処理施設へ搬入するとき (指定ごみ袋で搬入するときを除く。)</td> <td>可燃物 10キログラムにつき 180円 (10キログラム未満は、10キログラムとみなす。)</td> </tr> <tr> <td>不燃物</td> <td>10キログラムにつき 180円 (10キログラム未満は、10キログラムとみなす。)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の一般廃棄物</td> <td rowspan="2">市の指定する処理施設へ搬入するとき。</td> <td>可燃物</td> <td>10キログラムにつき 180円 (10キログラム未満は、10キログラムとみなす。)</td> </tr> <tr> <td>不燃物</td> <td>10キログラムにつき 180円 (10キログラム未満は、10キログラムとみなす。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">粗大ごみ</td> <td>1個につき10,000円を超えない範囲内において規則で定める額</td> </tr> </tbody> </table>		種別	取扱区分	手数料	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	上記以外の廃棄物	家庭系一般廃棄物	市の指定する処理施設へ搬入するとき (指定ごみ袋で搬入するときを除く。)	可燃物 10キログラムにつき 180円 (10キログラム未満は、10キログラムとみなす。)	不燃物	10キログラムにつき 180円 (10キログラム未満は、10キログラムとみなす。)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	その他の一般廃棄物	市の指定する処理施設へ搬入するとき。	可燃物	10キログラムにつき 180円 (10キログラム未満は、10キログラムとみなす。)	不燃物	10キログラムにつき 180円 (10キログラム未満は、10キログラムとみなす。)	粗大ごみ		1個につき10,000円を超えない範囲内において規則で定める額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>取扱区分</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">上記以外の廃棄物</td> <td rowspan="2">家庭系一般廃棄物</td> <td>市の指定する処理施設へ搬入するとき (指定ごみ袋で搬入するときを除く。)</td> <td>可燃物 10キログラムにつき 360円 (10キログラム未満は、10キログラムとみなす。)</td> </tr> <tr> <td>不燃物</td> <td>10キログラムにつき 360円 (10キログラム未満は、10キログラムとみなす。)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の一般廃棄物</td> <td rowspan="2">市の指定する処理施設へ搬入するとき。</td> <td>可燃物</td> <td>10キログラムにつき 360円 (10キログラム未満は、10キログラムとみなす。)</td> </tr> <tr> <td>不燃物</td> <td>10キログラムにつき 360円 (10キログラム未満は、10キログラムとみなす。)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">粗大ごみ</td> <td rowspan="2">市の指定する処理施設へ搬入するとき。</td> <td>1回の搬入量が50キログラム以下のとき</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>1回の搬入量が50キログラムを超えるとき</td> <td>1,000円に50キログラムを超える部分が10キログラムに達するまでごとに400円を超えた額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市が収集運搬するとき。</td> <td>1個につき10,000円を超えない範囲内において規則で定める額</td> </tr> </tbody> </table>		種別	取扱区分	手数料	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	上記以外の廃棄物	家庭系一般廃棄物	市の指定する処理施設へ搬入するとき (指定ごみ袋で搬入するときを除く。)	可燃物 10キログラムにつき 360円 (10キログラム未満は、10キログラムとみなす。)	不燃物	10キログラムにつき 360円 (10キログラム未満は、10キログラムとみなす。)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	その他の一般廃棄物	市の指定する処理施設へ搬入するとき。	可燃物	10キログラムにつき 360円 (10キログラム未満は、10キログラムとみなす。)	不燃物	10キログラムにつき 360円 (10キログラム未満は、10キログラムとみなす。)	粗大ごみ	市の指定する処理施設へ搬入するとき。	1回の搬入量が50キログラム以下のとき	1,000円	1回の搬入量が50キログラムを超えるとき	1,000円に50キログラムを超える部分が10キログラムに達するまでごとに400円を超えた額		市が収集運搬するとき。	1個につき10,000円を超えない範囲内において規則で定める額
種別	取扱区分	手数料																																																																									
(略)	(略)	(略)																																																																									
(略)	(略)	(略)																																																																									
(略)	(略)	(略)																																																																									
上記以外の廃棄物	家庭系一般廃棄物	市の指定する処理施設へ搬入するとき (指定ごみ袋で搬入するときを除く。)	可燃物 10キログラムにつき 180円 (10キログラム未満は、10キログラムとみなす。)																																																																								
		不燃物	10キログラムにつき 180円 (10キログラム未満は、10キログラムとみなす。)																																																																								
	(略)	(略)	(略)																																																																								
	(略)	(略)	(略)																																																																								
その他の一般廃棄物	市の指定する処理施設へ搬入するとき。	可燃物	10キログラムにつき 180円 (10キログラム未満は、10キログラムとみなす。)																																																																								
		不燃物	10キログラムにつき 180円 (10キログラム未満は、10キログラムとみなす。)																																																																								
粗大ごみ		1個につき10,000円を超えない範囲内において規則で定める額																																																																									
種別	取扱区分	手数料																																																																									
(略)	(略)	(略)																																																																									
(略)	(略)	(略)																																																																									
(略)	(略)	(略)																																																																									
上記以外の廃棄物	家庭系一般廃棄物	市の指定する処理施設へ搬入するとき (指定ごみ袋で搬入するときを除く。)	可燃物 10キログラムにつき 360円 (10キログラム未満は、10キログラムとみなす。)																																																																								
		不燃物	10キログラムにつき 360円 (10キログラム未満は、10キログラムとみなす。)																																																																								
	(略)	(略)	(略)																																																																								
	(略)	(略)	(略)																																																																								
その他の一般廃棄物	市の指定する処理施設へ搬入するとき。	可燃物	10キログラムにつき 360円 (10キログラム未満は、10キログラムとみなす。)																																																																								
		不燃物	10キログラムにつき 360円 (10キログラム未満は、10キログラムとみなす。)																																																																								
粗大ごみ	市の指定する処理施設へ搬入するとき。	1回の搬入量が50キログラム以下のとき	1,000円																																																																								
		1回の搬入量が50キログラムを超えるとき	1,000円に50キログラムを超える部分が10キログラムに達するまでごとに400円を超えた額																																																																								
	市が収集運搬するとき。	1個につき10,000円を超えない範囲内において規則で定める額																																																																									

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第21号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。</u></p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>(12)～(29) (略)</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が</u>、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。</u></p> <p><u>(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。</u></p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p><u>(11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。</u></p> <p><u>(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。</u></p> <p><u>(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。</u></p> <p>(12)～(29) (略)</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p>

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども_____の総数が、当該特定教育・保育施設と同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法_____をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 （略）

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第8条 （略）

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法_____第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第14条 （略）

2・3 （略）

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) （略）

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものう

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）の総数が、当該特定教育・保育施設と同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法又は前項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 （略）

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第8条 （略）

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、保育認定子ども_____に該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第14条 （略）

2・3 （略）

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) （略）

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものう

ち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子ども (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円 (令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(運営規程)

第21条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第24条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

ち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 教育認定子ども

77,101円

(イ) 満3歳以上保育認定子ども

(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円 (令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 教育認定子ども

負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 満3歳以上保育認定子ども

負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(運営規程)

第21条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第24条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受けるものを除く。））」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。

（特別利用教育の基準）

第37条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに

育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受けるものを除く。））」と、同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。

（特別利用教育の基準）

第37条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満3歳以上保育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、第5条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに

係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第38条（略）

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第38条（略）

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。
(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第43条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第41条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節(第44条第1項を除く。))において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第43条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第41条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保

育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法____第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第42条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第43条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者

により特定地域型保育

_____の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子ども）に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第42条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第43条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第38条第2項に規定するその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども）に限る。第6項第1号_____において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～6 (略)

7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次のいずれかに該当するもの(入所定員が20人以上のものに限る。) _____
_____ であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

(利用者負担額等の受領)

第44条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者 _____
_____ から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2～6 (略)

(運営規程)

第47条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程 _____
_____ を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項(第40条第2項 _____ に規定する選考の方法を含む。)

2～6 (略)

7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次のいずれかに該当するもの(入所定員が20人以上のものに限る。) 又は満3歳以上限定小規模保育事業であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

8 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

(利用者負担額等の受領)

第44条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者 (満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。) から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2～6 (略)

(運営規程)

第47条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程 (第51条において準用する第24条において「運営規程」という。) を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項(第40条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。)

(8)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第48条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(記録の整備)

第50条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) (略)

(準用)

第51条 第9条から第15条まで(第11条及び第14条を除く。)、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第12条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第15条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第51条において準用する第20条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第20条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第24条中「運営規程」とあるのは「第47条に規定する事業の運営についての重

(8)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第48条 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(記録の整備)

第50条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) (略)

(準用)

第51条 第9条から第15条まで(第11条及び第14条を除く。)、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第12条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第15条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第51条において準用する第20条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第20条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第24条中「運営規程」とあるのは「第47条に規定する事業の運営についての重

要事項に関する規程」と読み替える

ものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者

が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第41条第2項を除き、第51条において準用する第9条から第15条まで(第11条及び第14条を除く。)、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるの

要事項に関する規程」と、第26条中「各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)

が教育認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第53条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この節(第38条第3項、第40条第3項及び第41条第2項を除き、前条において準用する第9条から第15条まで(第11条及び第14条を除く。)、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。第53条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節(第44条第1項を除く。)において同じ。)」とあるの

は「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子ども（第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者

」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

は「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）において同じ。

」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子ども

に係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第38条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供

する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節（第38条第2項、第40条第2項及び第41条第2項を除き、第51条において準用する第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第40条第4項中「第20条第2号」とあるのは「第20条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第53条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども

に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満3歳以上保育認定子ども

（特定利用地域型保育の基準）

第53条 特定地域型保育事業者

が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小

学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは

「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第52条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子ども

を含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども

（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。

）に係る第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第22号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者（法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合<u>にあっては、満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童</u>）をいう。</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号<u>に</u>において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項</p> <p>_____</p> <p>_____に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者（法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合<u>若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。</u>）をいう。</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで_____において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（<u>法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）に</u>あっては第1号及び第2号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家</p>

庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等 _____
_____により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 (略)

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次のいずれかに該当するもの（入所定員が20人以上のものに限る。） _____
_____であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第19条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 _____

(7)～(11) (略)

第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型 _____
_____及び小規模保育事業C型 _____
_____とする。

（職員）

第30条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合

庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 (略)

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次のいずれかに該当するもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第19条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員） _____

(7)～(11) (略)

第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）及び小規模保育事業C型（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）とする。

（職員）

第30条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合

計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号_____の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人

(4) (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師_____を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(職員)

計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人

(4) (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(職員)

第32条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(利用定員)

第36条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第45条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

第32条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(利用定員)

第36条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第45条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第48条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「第48条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者(第

育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第48条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(準用)

第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「第48条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者(第

49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第49条において準用する第4号において同じ。)」と、同条第4号中「次号並びに第34条第4号及び第5号」とあるのは「第49条において準用する次号」と読み替えるものとする。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(_____特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業者等_____が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者

_____をいい、第30条第3項 _____若しくは第45条第3項

49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第49条において準用する第4号において同じ。)」 _____

_____とする。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、第30条第3項若しくは第4項若しくは第45条第3項若しく

_____又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を保育士の数 (前2条の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

2 (略)

は第4項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を前2条の規定の適用がないものとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定される保育士の数 _____の3分の2以上、置かなければならない。

2 (略)

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年亀岡市条例第33号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 <u>当分の間</u>、この条例による改正後の亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定の適用については_____、新条例第30条第2項第3号、第32条第2項第3号、第45条第2項第3号及び第48条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と_____、新条例第30条第2項第4号、第32条第2項第4号、第45条第2項第4号及び第48条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 _____この条例による改正後の亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定の適用については、<u>令和10年3月31日までの間</u>、新条例第30条第2項第3号、第32条第2項第3号、第45条第2項第3号及び第48条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、<u>当分の間</u>、新条例第30条第2項第4号、第32条第2項第4号、第45条第2項第4号及び第48条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。</p>

亀岡市都市公園条例（昭和44年亀岡市条例第12号）新旧対照表

現 行			改 正 後 (案)		
別表第1（第3条の6関係） 都市公園			別表第1（第3条の6関係） 都市公園		
公園番号	名称	位置	公園番号	名称	位置
1	平和台公園	亀岡市余部町安行山、岩ヶ谷地内 亀岡市下矢田町中山、医王谷、安行山、鏡岩地内 亀岡市安町安行山地内	1	平和台公園	亀岡市余部町安行山、岩ヶ谷地内 亀岡市下矢田町中山、医王谷、安行山、鏡岩地内 亀岡市安町安行山地内
2	東つつじヶ丘公園	亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目地内	2	東つつじヶ丘公園	亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目地内
3	坂部公園	亀岡市東豎町地内	3	坂部公園	亀岡市東豎町地内
4	天川公園	亀岡市曾我部町穴太ニツ池地内	4	天川公園	亀岡市曾我部町穴太ニツ池地内
5	野条公園	亀岡市篠町野条イカノ辻南地内	5	野条公園	亀岡市篠町野条イカノ辻南地内
6	保津ヶ丘公園	亀岡市保津町上火無地内	6	保津ヶ丘公園	亀岡市保津町上火無地内
7	河原町公園	亀岡市河原町地内	7	河原町公園	亀岡市河原町地内
8	西つつじヶ丘公園	亀岡市西つつじヶ丘大山台2丁目地内	8	西つつじヶ丘公園	亀岡市西つつじヶ丘大山台2丁目地内
9	三ツ辻公園	亀岡市馬路町小米田地内	9	三ツ辻公園	亀岡市馬路町小米田地内
10	亀岡運動公園	亀岡市曾我部町穴太地内 亀岡市吉川町穴川、吉田地内	10	亀岡運動公園	亀岡市曾我部町穴太地内 亀岡市吉川町穴川、吉田地内
11	大堰川緑地東公園	亀岡市保津町六条口、貳番、西垣内地内	11	大堰川緑地東公園	亀岡市保津町六条口、貳番、西垣内地内
12	旭公園	亀岡市旭町年角地内	12	旭公園	亀岡市旭町年角地内
13	南郷公園	亀岡市古世町西内坪地内	13	南郷公園	亀岡市古世町西内坪地内
14	ぐみ谷公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目地内	14	ぐみ谷公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目地内
15	ぐみ谷南公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目地内	15	ぐみ谷南公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目地内
16	大日谷北公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目地内	16	大日谷北公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目地内
17	ひのき谷北公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台1丁目地内	17	ひのき谷北公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台1丁目地内
18	ひのき谷公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台3丁目地内	18	ひのき谷公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台3丁目地内
19	大日谷公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台2丁目地内	19	大日谷公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台2丁目地内
20	吉川公園	亀岡市吉川町吉田沢地内	20	吉川公園	亀岡市吉川町吉田沢地内
21	古世親水公園	亀岡市北古世町1丁目地内	21	古世親水公園	亀岡市北古世町1丁目地内
22	南金岐雨蛙公園	亀岡市大井町南金岐重見地内	22	南金岐雨蛙公園	亀岡市大井町南金岐重見地内
23	さくら公園	亀岡市千歳町国分後田地内	23	さくら公園	亀岡市千歳町国分後田地内
24	鉄道歴史公園	亀岡市大井町並河1丁目地内	24	鉄道歴史公園	亀岡市大井町並河1丁目地内
25	大藪1号公園	亀岡市大井町並河3丁目、南金岐重見地内	25	大藪1号公園	亀岡市大井町並河3丁目、南金岐重見地内
26	大藪2号公園	亀岡市大井町並河3丁目、南金岐重見地内	26	大藪2号公園	亀岡市大井町並河3丁目、南金岐重見地内
27	山本ふれあい公園	亀岡市篠町山本中條地内	27	山本ふれあい公園	亀岡市篠町山本中條地内
28	桜台アゼリア公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台5丁目地内	28	桜台アゼリア公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台5丁目地内

29	マロッコ公園	亀岡市篠町馬堀駅前2丁目地内
30	七色公園	亀岡市篠町馬堀駅前1丁目地内
31	ちとせ山公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台4丁目地内
32	前山東公園	亀岡市東つつじヶ丘曙台4丁目地内
33	前山南公園	亀岡市東つつじヶ丘曙台4丁目地内
34	大成公園	亀岡市大井町土田1丁目地内
35	大井西部公園	亀岡市大井町土田3丁目地内
36	保津川水辺公園	亀岡市保津町泉口、八ノ坪、武者田、三ノ坪、四ノ坪地内
37	駅南三角公園	亀岡市古世町西内坪地内
38	亀岡駅北1号公園	亀岡市追分町一本木、下島地内 亀岡市亀岡駅北1丁目地内
39	亀岡駅北2号公園	亀岡市追分町中河原、一本木地内 亀岡市亀岡駅北1丁目地内
40	亀岡駅北3号公園	亀岡市亀岡駅北1丁目地内
41	亀岡駅北4号公園	亀岡市余部町清水、古川地内 亀岡市亀岡駅北2丁目地内
42	亀岡駅西公園	亀岡市亀岡駅北3丁目地内
43	大井町南部1号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内
44	大井町南部2-1号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内
45	大井町南部2-2号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内
46	大井町南部3号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内
47	大井町南部4号公園	亀岡市大井町並河2丁目地内
48	大井町南部5号公園	亀岡市大井町並河2丁目地内
49	京町公園	亀岡市京町地内
50	内丸町公園	亀岡市内丸町地内
51	夕日ヶ丘四丁目公園	亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目地内
52	明晴北公園	亀岡市千代川町明晴2丁目地内
53	明晴南公園	亀岡市千代川町明晴5丁目地内

29	マロッコ公園	亀岡市篠町馬堀駅前2丁目地内
30	七色公園	亀岡市篠町馬堀駅前1丁目地内
31	ちとせ山公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台4丁目地内
32	前山東公園	亀岡市東つつじヶ丘曙台4丁目地内
33	前山南公園	亀岡市東つつじヶ丘曙台4丁目地内
34	大成公園	亀岡市大井町土田1丁目地内
35	大井西部公園	亀岡市大井町土田3丁目地内
36	保津川水辺公園	亀岡市保津町泉口、八ノ坪、武者田、三ノ坪、四ノ坪地内
37	駅南三角公園	亀岡市古世町西内坪地内
38	亀岡駅北1号公園	亀岡市追分町一本木、下島地内 亀岡市亀岡駅北1丁目地内
39	亀岡駅北2号公園	亀岡市追分町中河原、一本木地内 亀岡市亀岡駅北1丁目地内
40	亀岡駅北3号公園	亀岡市亀岡駅北1丁目地内
41	亀岡駅北4号公園	亀岡市余部町清水、古川地内 亀岡市亀岡駅北2丁目地内
42	亀岡駅西公園	亀岡市亀岡駅北3丁目地内
43	大井町南部1号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内
44	大井町南部2-1号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内
45	大井町南部2-2号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内
46	大井町南部3号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内
47	大井町南部4号公園	亀岡市大井町並河2丁目地内
48	大井町南部5号公園	亀岡市大井町並河2丁目地内
49	京町公園	亀岡市京町地内
50	内丸町公園	亀岡市内丸町地内
51	夕日ヶ丘四丁目公園	亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目地内
52	明晴北公園	亀岡市千代川町明晴2丁目地内
53	明晴南公園	亀岡市千代川町明晴5丁目地内
54	京都・亀岡保津川公園	亀岡市保津町鐘鑄島、正人淵、針ノ木新田、荒打、上中島地内 亀岡市追分町一本木地内